# 令和6年

上尾市議会12月定例会議案

# 情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

# 議 案 名

議案第7	4	号	令和	日6	年月	<b></b> 重 上	:尾	市	<del></del> ;	般	会	計	補	正	子	算	(	第	5	号	)	•••	•••	• • • • •	・別	J ##
議案第7	5	号	令利	日6:	年月	<b></b> 重 上	:尾	市	国	民	健	康	保	険	特	別	会	計	補	正	予	算	(			
			第 1	. 号	) .			•••	•••	•••	•••	•••	•••	• • •	•••	•••	•••		•••	•••	•••	•••	•••		・別	J <del>    </del>
議案第7	6	号	令和	日6:	年月	度 上	:尾	市	介:	護	保	険	特	別	会	計	補	正	予	算	(	第	2			
			号)	•••				•••	•••	•••	•••	•••	•••	• • •	•••	•••	•••		•••	•••	•••	•••	•••		· 別	J <del>    </del>
議案第7	7	号	令和	日6:	年月	度 上	:尾	市	水	道:	事	業	会	計	補	正	予	算	(	第	1	号	)		・別	J <del>    </del>
議案第7	8	号	令和	日6:	年月	度 上	:尾	市	公	共	下	水	道	事	業	会	計	補	正	予	算	(	第			
			1 号	<del>1</del> )				•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••		•••	•••	•••	•••	•••		· 別	J <del>    </del>
議案第7	9	号	上戽	<b>書市</b> :	行具	攺 組	且織	条	例	Ø ·	<b>→</b> :	部	を	改	正	す	る	条	例	0	制	定	に			
			つし	ヽて				•••	•••	•••	•••		•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	• • •	•••			1
議案第8	0	号	上戽	き 市	ے (	ども	保	健	セ	ン	タ、	_	条	例	0	制	定	に	つ	١ ر	て	•••	•••		•	2
議案第8	1	号	上戽	<b>書市</b>	多	文化	二共	生	推	進	委	員	会	条	例	0	制	定	に	つ	<b>,</b>	て	•••		•	5
議案第8	2	号	上戽	き市!	職貞	<b>]</b> O	給	与	に	関	す	る	条	例	及	び	上	尾	市	<u> </u>	般	職	0)			
			任其	月付.	職貞	<b>∄</b> ∅.	) 採	用	等	に	関、	す	る	条	例	0)	_	部	を	改	正	す	る			
			条例	前の	制泵	定に	こつ	<b>\</b> \	て	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	• • •	•••	•••		•	8
議案第8	3	号	市县	き及	びる	削市	ī 長	0	給	与:	等	に	関	す	る	条	例	等	の	_	部	を	改			
			正す	トる	条值	列の	制	定	に	つ	<i>۱</i> ۷	て	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	• • •	• • •	•••		• 1	5
議案第8	4	号	上戽	き 市	税纟	条何	りの	_	部	を	改.	E	す	る	条	例	0)	制	定	に	つ	١,	て		• 1	7
議案第8	5	号	上戽	き市	国月	<b></b>	#康	保	険:	税	条	例	0)	_	部	を	改	正	す	る	条	例	0			
			制定	ぎに	つし	ハて	····	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••		• 1	9
議案第8	6	号	上尾	<b>き市</b>	下,	水道	鱼条	例	Ø	<u> </u>	部	を	改	正	す	る	条	例	0)	制	定	に	つ			
			いて	<i></i>				•••	•••	•••	•••		•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	• • •	• • •	•••		. 2	1
議案第8	7	号	専決	・処	分(	の承	* 認	を	求	め	る	ک	と	に	つ	<b>,</b> ,	て	•••	•••	•••	• • •	•••	•••		. 2	3
議案第8	8	号	公の	)施	設(	の指	記	管	理	者	Ø :	指	定	に	つ	<b>,</b> ,	て	•••	•••	•••	• • •	•••	•••		. 3	4
議案第8	9	号	公の	)施	設(	の指	定	管	理	者	の	指	定	に	つ	<b>,</b> \	て	•••	•••	•••	• • •	•••	•••		. 3	5
諮問第	2	号	人格	<b>雀擁</b>	護	委員	しの	候	補	者	の :	推	薦	に	つ	き	議	会	の	意	見	を	求			
			める	5 C	٤ ١	Z /	こしい	て	•••	•••	• • •	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	•••	• • •	•••	•••	• • •		. 3	6

### 議案第79号

上尾市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について 上尾市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市行政組織条例の一部を改正する条例

上尾市行政組織条例(平成16年上尾市条例第22号)の一部を次のように改正する。

子ども未来部の項を次のように改める。

### こども未来部

- (1) 児童及びひとり親家庭の福祉に関すること。
- (2) 母子保健に関すること。
- (3) 子育て支援に関すること。
- (4) 青少年に関すること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(上尾市青少年問題協議会設置条例等の一部改正)

- 2 次に掲げる条例の規定中「子ども未来部」を「こども未来部」に改める。
  - (1) 上尾市青少年問題協議会設置条例(昭和30年上尾市条例第26号) 第9条
  - (2) 上尾市議会委員会条例(昭和45年上尾市条例第19号)第2条第2 項第4号
  - (3) 上尾市子ども・子育て会議条例 (平成25年上尾市条例第31号) 第8条

### 提案理由

子ども未来部の名称を変更するほか、同部の分掌する事務を見直したいので、この案を提出する。

### 議案第80号

上尾市こども保健センター条例の制定について

上尾市こども保健センター条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市こども保健センター条例

(設置)

第1条 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、上尾市 こども保健センター(以下「センター」という。)を上尾市緑丘二丁目1 番27号に設置する。

(業務)

- 第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 健診室、会議室及び多目的室(以下「施設」という。)の利用に関すること。
  - (2) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。 (利用の許可)
- 第3条 施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。
  - (1) センターの管理上支障があると認められるとき。
  - (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
  - (3) その他センターの設置目的に反すると認められるとき。
- 3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第4条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用権利者」という。)は、 その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第5条 市長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当する場合又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、

若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条第3項の規定による条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。
- 2 市は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の 処分によって損失を受けることがあってもその補償の責めを負わない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、 規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に附則第4項の規定による改正前の上尾市保健センター条例(昭和56年上尾市条例第8号。以下「旧保健センター条例」という。)の規定により市長がした利用の許可その他の処分(施行日以後の上尾市東保健センターの利用に係るものに限る。)は、施行日以後におけるこの条例の適用については、この条例の相当規定に基づいて市長がした利用の許可その他の処分とみなす。
- 3 施行目前に旧保健センター条例の規定により市長に対してされた申請その他の行為(上尾市東保健センターに係るものに限る。)は、施行日以後におけるこの条例の適用については、この条例の相当規定に基づいて市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(上尾市保健センター条例の一部改正)

4 上尾市保健センター条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市健康保健センター条例

第1条中「上尾市保健センター」を「上尾市健康保健センター」に改め、

「)を」の次に「上尾市春日二丁目10番33号に」を加える。

第1条の2を削る。

第6条中「定めるもの」を「定めるものの」に改める。

(上尾市保健センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行目前に旧保健センター条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分(施行日以後の上尾市西保健センターの利用に係るものに限る。)は、施行日以後における前項の規定による改正後の上尾市健康保健センター条例(以下「新保健センター条例」という。)の適用については、新保健センター条例の相当規定に基づいて市長がした利用の許可その他の処分とみなす。
- 6 施行日前に旧保健センター条例の規定により市長に対してされた申請その他の行為(上尾市西保健センターに係るものに限る。)は、施行日以後における新保健センター条例の適用については、新保健センター条例の相当規定に基づいて市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

### 提案理由

母子保健に関する包括的な支援を行うため、上尾市こども保健センター を設置したいので、この案を提出する。

### 議案第81号

上尾市多文化共生推進委員会条例の制定について

上尾市多文化共生推進委員会条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市多文化共生推進委員会条例

(設置)

第1条 本市における多文化共生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市多文化共生推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
  - (1) 上尾市多文化共生推進計画(本市における多文化共生の推進に関する計画をいう。次号において同じ。)の策定及び変更に関すること。
  - (2) 上尾市多文化共生推進計画に基づく施策の推進に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、多文化共生の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 各種団体を代表する者
  - (3) 多文化共生に関し知識又は経験を有する市民で、公募により選考したもの

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定 める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、 関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見 若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会における調査審議の 状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、 委員会が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
  - (上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正)
- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第33号の8を次のように改める。

(33)の8 多文化共生推進委員会委員

別表第1の33の8の項を次のように改める。

3 3	多文化共生推進委員会	
Ø 8	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

## 提案理由

本市における多文化共生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、附属機関として上尾市多文化共生推進委員会を設置したいので、この案を提出する。

### 議案第82号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用 等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用 等に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 上尾市職員の給与に関する条例(昭和30年上尾市条例第14号) の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

### 給料表

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
区	号給	給料						
分		月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183, 500	261, 300	282,800	307, 400	311,000	337, 200	366,300
	2	184,600	262,300	285, 100	309, 700	313,600	339, 700	369, 400
	3	185,800	263, 300	287, 400	312,000	316, 200	342, 200	372,500
	4	186, 900	264, 300	289, 700	314, 300	318, 800	344, 700	375,600

	5	188,000	265, 300	291,800	316,600	321, 400	347,000	378, 700
	6	189, 700	266, 300	294, 100	318,900	324,000	349, 500	381,800
	7	191, 300	267, 300	296, 400	321, 200	326,600	352,000	384, 900
	8	192,900	268, 300	298, 700	323, 500	329, 200	354, 500	388,000
	9	194, 500	269, 300	300,800	325,800	331,800	356, 800	391, 100
	10	196, 200	270,300	303, 100	328, 100	334, 400	359, 300	394, 200
	11	197,800	271,300	305, 400	330, 400	337,000	361,800	397, 300
	12	199, 400	272,300	307, 700	332,700	339,600	364, 300	400, 400
	13	201,000	273, 300	309,800	335,000	342,200	366, 600	403, 500
	14	202,700	274, 300	311,500	336, 900	344,800	369, 100	406,600
	15	204, 400	275, 300	313, 200	338, 700	347, 400	371,600	409, 700
	16	206, 100	276, 400	314, 700	340,500	350,000	374, 100	412,800
	17	207, 400	277, 400	316, 100	342, 200	352,600	376, 400	415, 900
	18	209,000	278, 700	317, 400	343,900	355, 200	378, 900	419,000
	19	210,600	280,000	318, 700	345, 500	357,800	381, 400	422, 100
	20	212, 100	281, 200	320,000	347, 200	360, 400	383, 900	425, 200
	21	213,600	282,500	321, 300	348,800	363,000	386, 200	428, 300
	22	215, 200	283,800	323, 100	350, 500	365,600	388, 700	431, 400
定	23	216,800	285,000	324,900	352, 100	368, 200	391, 200	434, 500
年	24	218, 400	286, 200	326,600	353,700	370,800	393, 700	437,600
前	25	220,000	287, 300	328, 300	355, 200	373, 400	396,000	440,700
再	26	221,700	288, 500	330,000	356, 900	376,000	398, 500	443,800
任田田	27	223,000	289,800	331,700	358, 500	378, 300	401,000	446,900
用短	28	224, 300	291, 100	333, 400	360, 100	380,500	403, 500	450,000
時	29	225,600	292, 400	335,000	361,700	382,400	405,800	453, 100
間	30	226, 700	293, 400	336, 700	363, 500	384,700	408, 300	456, 200
勤	31	227,800	294, 400	338, 400	365,000	386,800	410,800	459, 300
務	32	228, 900	295, 500	340,000	366, 600	388,800	413, 300	462,400
職	33	230,000	296, 600	341, 500	368,000	390,800	415,600	465, 500
THA	34	231, 500	297, 800	343, 100	369,600	393, 100	418,000	468, 600

員	35	233,000	298, 900	344, 700	371, 200	395, 300	420,500	471,600
以	36	234, 500	300, 100	346, 200	372,700	397, 500	422, 900	474,600
外	37	236,000	301, 300	347,600	374,600	399,700	424, 800	477,600
0)	38	237, 500	302,600	349, 300	376, 500	402,000	426, 900	480,600
職	39	239,000	303, 900	350, 900	378, 400	404, 200	429,000	483,600
員	40	240,500	305, 200	352,500	380, 200	406,500	431, 200	486, 700
	41	242,000	306, 500	353,700	381,700	408, 300	433, 100	489, 400
	42	243, 400	307,800	355, 200	383,500	410, 200	435, 200	492,500
	43	244,800	309, 100	356, 700	385, 200	412, 100	437, 300	495, 500
	44	246, 200	310, 400	358, 200	386,800	413,900	439, 200	498,600
	45	247, 400	311,700	359,900	388, 500	415,700	440,900	501, 300
	46	248,600	313,000	361,700	389, 900	417,500	442,700	503,600
	47	249,800	314, 300	363, 400	391, 300	419,300	444,600	505, 900
	48	251,000	315, 400	365, 100	392,700	421, 100	446, 500	508, 200
	49	252, 100	316, 300	366, 500	394, 100	422,700	448, 300	510, 200
	50	253, 200	317,600	367,800	395, 300	424, 200	450, 100	511,600
	51	254, 300	318,900	369,000	396, 500	425,700	451,900	513, 100
	52	255, 400	320, 200	370, 400	397, 500	427, 200	453,600	514, 500
	53	256, 400	321, 400	371,500	398,600	428,700	455, 400	515, 700
	54	257, 400	322,700	372, 400	399,800	430,000	456, 900	
	55	258, 400	323,900	373, 400	400,900	431,300	458, 300	
	56	259, 400	325, 100	374, 500	402,000	432,500	459,800	
	57	260, 400	326, 400	375, 300	402,700	433,700	461, 200	
	58	261, 300	327, 500	376, 200	403, 400	435,000	462, 500	
	59	262, 200	328,600	377, 100	404, 100	436, 300	463, 800	
	60	263, 100	329, 700	377, 900	404,800	437,500	465,000	
	61	263, 900	330, 400	378, 700	405, 400	438,700	466,000	
	62	264, 700	331, 300	379, 500	406,000	439,500	466, 700	
	63	265, 500	332,000	380, 300	406, 500	440,300	467, 400	
	64	266, 300	332,800	381,000	406, 900	441,100	468, 100	

66       267,800       334,000       382,400       407,500       442,300       469,500         67       268,600       334,600       383,100       407,800       442,900       470,100         68       269,300       335,300       383,800       408,100       443,500       470,700         69       270,000       336,800       384,300       408,400       444,200       471,200         70       270,800       336,800       384,900       408,700       445,000       471,800         71       271,600       337,500       385,500       409,000       445,400       472,400         72       272,300       338,100       386,200       409,300       446,600       473,500         73       273,800       338,600       386,600       409,500       446,600       473,500         74       273,800       339,700       387,800       410,100       447,400         75       274,600       339,700       387,800       410,400       447,800         77       276,000       340,600       388,700       410,600       448,200         78 <td< th=""><th>65</th><th>267,000</th><th>333,600</th><th>381,700</th><th>407, 300</th><th>441,700</th><th>468, 800</th><th></th></td<>	65	267,000	333,600	381,700	407, 300	441,700	468, 800	
67       268,600       334,600       383,100       407,800       442,900       470,100         68       269,300       335,300       383,800       408,100       443,500       470,700         69       270,000       336,100       384,300       408,400       444,200       471,200         70       270,800       336,800       384,900       408,700       445,000       471,800         71       271,600       337,500       385,500       409,000       445,400       472,400         72       272,300       338,600       386,600       409,500       446,600       473,500         74       273,800       339,200       387,800       409,800       447,000       447,300         75       274,600       339,700       387,800       410,100       447,400       447,400         76       275,300       340,300       388,300       410,400       447,800       447,800         77       276,000       340,600       388,700       410,600       448,600       448,600         79       277,400       341,500       389,900       411,500       449,300								
68       269,300       335,300       383,800       408,100       443,500       470,700         69       270,000       336,100       384,300       408,400       444,200       471,200         70       270,800       336,800       384,900       408,700       445,000       471,800         71       271,600       337,500       385,500       409,000       445,400       472,400         72       272,300       338,100       386,600       409,300       446,100       473,000         73       273,000       338,600       386,600       409,800       447,400       473,500         74       273,800       339,200       387,800       410,100       447,400       447,400         75       274,600       339,700       387,800       410,100       447,800       447,800         76       275,300       340,600       388,700       410,600       448,200       448,600         79       276,000       341,100       389,900       411,200       449,000       448,600         80       278,100       341,900       390,800       411,700       449,600								
69       270,000       336,100       384,300       408,400       444,200       471,200         70       270,800       336,800       384,900       408,700       445,000       471,800         71       271,600       337,500       385,500       409,000       445,400       472,400         72       272,300       338,100       386,200       409,300       446,600       473,500         73       273,000       338,600       386,600       409,500       446,600       473,500         74       273,800       339,700       387,800       410,100       447,000         75       274,600       339,700       387,800       410,100       447,800         76       275,300       340,300       388,300       410,400       447,800         76       275,300       340,300       388,700       410,600       448,200         78       276,700       341,100       389,300       410,900       448,600         79       277,400       341,500       399,400       411,500       449,000         81       278,800       342,800       391,300 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>								
70       270,800       336,800       384,900       408,700       445,000       471,800         71       271,600       337,500       385,500       409,000       445,400       472,400         72       272,300       338,100       386,200       409,300       446,100       473,000         73       273,000       338,600       386,600       409,500       446,600       473,500         74       273,800       339,700       387,800       410,100       447,400         75       274,600       339,700       387,800       410,100       447,400         76       275,300       340,600       388,300       410,400       447,800         77       276,000       340,600       388,700       410,600       448,200         78       276,700       341,100       389,300       410,900       448,600         79       277,400       341,900       399,400       411,200       449,000         81       278,800       342,800       391,300       412,000       450,000         82       279,500       342,800       391,800       412,000 <td< td=""><td></td><td></td><td>·</td><td>·</td><td></td><td></td><td>·</td><td></td></td<>			·	·			·	
71       271,600       337,500       385,500       409,000       445,400       472,400         72       272,300       338,100       386,200       409,300       446,100       473,000         73       273,000       338,600       386,600       409,500       446,600       473,500         74       273,800       339,200       387,200       409,800       447,000         75       274,600       339,700       387,800       410,100       447,400         76       275,300       340,600       388,700       410,600       448,200         77       276,000       341,100       389,300       410,900       448,600         79       277,400       341,500       389,900       411,200       449,000         80       278,100       341,900       390,400       411,500       449,300         81       278,800       342,800       391,300       412,000       450,000         82       279,500       342,800       391,800       412,500       450,600         83       280,200       343,800       392,400       412,500       450,600								
72       272, 300       338, 100       386, 200       409, 300       446, 100       473, 000         73       273, 000       338, 600       386, 600       409, 500       446, 600       473, 500         74       273, 800       339, 200       387, 200       409, 800       447, 000         75       274, 600       339, 700       387, 800       410, 100       447, 400         76       275, 300       340, 300       388, 300       410, 400       447, 800         77       276, 000       340, 600       388, 700       410, 600       448, 200         78       276, 700       341, 100       389, 900       411, 200       449, 000         80       278, 100       341, 900       390, 400       411, 500       449, 300         81       278, 800       342, 300       390, 800       411, 700       449, 600         82       279, 500       342, 800       391, 300       412, 300       450, 000         83       280, 200       343, 800       391, 800       412, 300       450, 000         84       280, 900       344, 500       393, 100       413, 000		·						
73       273,000       338,600       386,600       409,500       446,600       473,500         74       273,800       339,200       387,200       409,800       447,000         75       274,600       339,700       387,800       410,100       447,400         76       275,300       340,300       388,300       410,400       447,800         77       276,000       340,600       388,700       410,600       448,600         78       276,700       341,100       389,300       410,900       448,600         79       277,400       341,500       389,900       411,200       449,000         80       278,100       341,900       390,800       411,700       449,300         81       278,800       342,300       390,800       411,700       449,600         82       279,500       342,800       391,300       412,000       450,000         83       280,200       343,300       391,800       412,500       450,600         84       280,900       344,500       393,100       413,000         87       282,800       344,500 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								
74       273,800       339,200       387,200       409,800       447,000         75       274,600       339,700       387,800       410,100       447,400         76       275,300       340,300       388,300       410,400       447,800         77       276,000       340,600       388,700       410,600       448,200         78       276,700       341,100       389,300       410,900       448,600         79       277,400       341,500       389,900       411,200       449,000         80       278,100       341,900       390,400       411,500       449,300         81       278,800       342,300       390,800       411,700       449,600         82       279,500       342,800       391,300       412,000       450,000         83       280,200       343,300       391,800       412,500       450,600         84       280,900       344,100       392,700       412,700       450,900         86       282,200       344,500       393,100       413,000         87       282,800       345,600       394,200 <td></td> <td></td> <td>·</td> <td>·</td> <td></td> <td></td> <td>·</td> <td></td>			·	·			·	
75       274,600       339,700       387,800       410,100       447,400         76       275,300       340,300       388,300       410,400       447,800         77       276,000       340,600       388,700       410,600       448,200         78       276,700       341,100       389,300       410,900       448,600         79       277,400       341,500       389,900       411,200       449,000         80       278,100       341,900       390,400       411,500       449,300         81       278,800       342,300       390,800       411,700       449,600         82       279,500       342,800       391,300       412,000       450,000         83       280,200       343,300       391,800       412,300       450,300         84       280,900       343,800       392,700       412,700       450,900         85       281,500       344,100       392,700       412,700       450,900         86       282,200       344,500       393,100       413,000         87       282,800       345,300       394,200 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>473, 500</td> <td></td>							473, 500	
76     275,300     340,300     388,300     410,400     447,800       77     276,000     340,600     388,700     410,600     448,200       78     276,700     341,100     389,300     410,900     448,600       79     277,400     341,500     389,900     411,200     449,000       80     278,100     341,900     390,400     411,500     449,300       81     278,800     342,300     390,800     411,700     449,600       82     279,500     342,800     391,300     412,000     450,300       83     280,200     343,300     391,800     412,300     450,300       84     280,900     343,800     392,400     412,500     450,600       85     281,500     344,100     392,700     412,700     450,900       86     282,200     344,500     393,100     413,000       87     282,800     344,500     393,500     413,500       89     284,100     345,600     394,200     413,700       90     284,800     346,400     394,800     414,300 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								
77       276,000       340,600       388,700       410,600       448,200         78       276,700       341,100       389,300       410,900       448,600         79       277,400       341,500       389,900       411,200       449,000         80       278,100       341,900       390,400       411,500       449,300         81       278,800       342,300       390,800       411,700       449,600         82       279,500       342,800       391,300       412,000       450,000         83       280,200       343,300       391,800       412,500       450,600         84       280,900       343,800       392,400       412,500       450,600         85       281,500       344,100       392,700       412,700       450,900         86       282,200       344,500       393,100       413,000         87       282,800       344,900       393,500       413,500         89       284,100       345,600       394,200       413,700         90       284,800       346,400       394,800       414,300	75	274,600	339, 700	387, 800	410, 100	447, 400		
78     276,700     341,100     389,300     410,900     448,600       79     277,400     341,500     389,900     411,200     449,000       80     278,100     341,900     390,400     411,500     449,300       81     278,800     342,300     390,800     411,700     449,600       82     279,500     342,800     391,300     412,000     450,000       83     280,200     343,300     391,800     412,300     450,300       84     280,900     343,800     392,400     412,500     450,600       85     281,500     344,100     392,700     412,700     450,900       86     282,200     344,500     393,100     413,000       87     282,800     344,900     393,500     413,300       88     283,500     345,300     393,900     413,500       89     284,100     345,600     394,200     413,700       90     284,800     346,400     394,800     414,000       91     285,400     346,400     394,800     414,500       92     286,100	76	275, 300	340, 300	388, 300	410, 400	447,800		
79     277, 400     341, 500     389, 900     411, 200     449, 000       80     278, 100     341, 900     390, 400     411, 500     449, 300       81     278, 800     342, 300     390, 800     411, 700     449, 600       82     279, 500     342, 800     391, 300     412, 000     450, 000       83     280, 200     343, 300     391, 800     412, 300     450, 300       84     280, 900     343, 800     392, 400     412, 500     450, 600       85     281, 500     344, 100     392, 700     412, 700     450, 900       86     282, 200     344, 500     393, 100     413, 000       87     282, 800     344, 900     393, 500     413, 500       89     284, 100     345, 600     394, 200     413, 700       90     284, 800     346, 400     394, 800     414, 000       91     285, 400     346, 800     395, 000     414, 500       93     286, 700     347, 000     395, 200     414, 700	77	276,000	340,600	388, 700	410,600	448, 200		
80     278, 100     341, 900     390, 400     411, 500     449, 300       81     278, 800     342, 300     390, 800     411, 700     449, 600       82     279, 500     342, 800     391, 300     412, 000     450, 000       83     280, 200     343, 300     391, 800     412, 300     450, 300       84     280, 900     343, 800     392, 400     412, 500     450, 600       85     281, 500     344, 100     392, 700     412, 700     450, 900       86     282, 200     344, 500     393, 100     413, 000       87     282, 800     344, 900     393, 500     413, 300       88     283, 500     345, 300     393, 900     413, 500       89     284, 100     345, 600     394, 200     413, 700       90     284, 800     346, 400     394, 800     414, 000       91     285, 400     346, 800     395, 000     414, 500       93     286, 700     347, 000     395, 200     414, 700	78	276, 700	341, 100	389, 300	410,900	448,600		
81     278,800     342,300     390,800     411,700     449,600       82     279,500     342,800     391,300     412,000     450,000       83     280,200     343,300     391,800     412,300     450,300       84     280,900     343,800     392,400     412,500     450,600       85     281,500     344,100     392,700     412,700     450,900       86     282,200     344,500     393,100     413,000       87     282,800     344,900     393,500     413,300       88     283,500     345,300     393,900     413,500       89     284,100     345,600     394,200     413,700       90     284,800     346,000     394,500     414,000       91     285,400     346,800     395,000     414,500       92     286,100     346,800     395,000     414,500       93     286,700     347,000     395,200     414,700	79	277, 400	341,500	389, 900	411, 200	449,000		
82     279,500     342,800     391,300     412,000     450,000       83     280,200     343,300     391,800     412,300     450,300       84     280,900     343,800     392,400     412,500     450,600       85     281,500     344,100     392,700     412,700     450,900       86     282,200     344,500     393,100     413,000       87     282,800     344,900     393,500     413,300       88     283,500     345,300     393,900     413,500       89     284,100     345,600     394,200     413,700       90     284,800     346,000     394,500     414,000       91     285,400     346,400     394,800     414,300       92     286,100     346,800     395,000     414,500       93     286,700     347,000     395,200     414,700	80	278, 100	341,900	390, 400	411,500	449,300		
83     280, 200     343, 300     391, 800     412, 300     450, 300       84     280, 900     343, 800     392, 400     412, 500     450, 600       85     281, 500     344, 100     392, 700     412, 700     450, 900       86     282, 200     344, 500     393, 100     413, 000       87     282, 800     344, 900     393, 500     413, 300       88     283, 500     345, 300     393, 900     413, 500       89     284, 100     345, 600     394, 200     413, 700       90     284, 800     346, 000     394, 500     414, 000       91     285, 400     346, 400     394, 800     414, 300       92     286, 100     346, 800     395, 000     414, 500       93     286, 700     347, 000     395, 200     414, 700	81	278,800	342,300	390,800	411,700	449,600		
84     280,900     343,800     392,400     412,500     450,600       85     281,500     344,100     392,700     412,700     450,900       86     282,200     344,500     393,100     413,000       87     282,800     344,900     393,500     413,300       88     283,500     345,300     393,900     413,500       89     284,100     345,600     394,200     413,700       90     284,800     346,000     394,500     414,000       91     285,400     346,400     394,800     414,300       92     286,100     346,800     395,000     414,500       93     286,700     347,000     395,200     414,700	82	279, 500	342,800	391, 300	412,000	450,000		
85     281,500     344,100     392,700     412,700     450,900       86     282,200     344,500     393,100     413,000       87     282,800     344,900     393,500     413,300       88     283,500     345,300     393,900     413,500       89     284,100     345,600     394,200     413,700       90     284,800     346,000     394,500     414,000       91     285,400     346,400     394,800     414,300       92     286,100     346,800     395,000     414,500       93     286,700     347,000     395,200     414,700	83	280, 200	343, 300	391,800	412,300	450,300		
86     282, 200     344, 500     393, 100     413, 000       87     282, 800     344, 900     393, 500     413, 300       88     283, 500     345, 300     393, 900     413, 500       89     284, 100     345, 600     394, 200     413, 700       90     284, 800     346, 000     394, 500     414, 000       91     285, 400     346, 400     394, 800     414, 300       92     286, 100     346, 800     395, 000     414, 500       93     286, 700     347, 000     395, 200     414, 700	84	280, 900	343,800	392, 400	412,500	450,600		
87     282,800     344,900     393,500     413,300       88     283,500     345,300     393,900     413,500       89     284,100     345,600     394,200     413,700       90     284,800     346,000     394,500     414,000       91     285,400     346,400     394,800     414,300       92     286,100     346,800     395,000     414,500       93     286,700     347,000     395,200     414,700	85	281,500	344, 100	392,700	412,700	450,900		
88     283,500     345,300     393,900     413,500       89     284,100     345,600     394,200     413,700       90     284,800     346,000     394,500     414,000       91     285,400     346,400     394,800     414,300       92     286,100     346,800     395,000     414,500       93     286,700     347,000     395,200     414,700	86	282, 200	344, 500	393, 100	413,000			
89     284, 100     345, 600     394, 200     413, 700       90     284, 800     346, 000     394, 500     414, 000       91     285, 400     346, 400     394, 800     414, 300       92     286, 100     346, 800     395, 000     414, 500       93     286, 700     347, 000     395, 200     414, 700	87	282,800	344, 900	393, 500	413, 300			
90     284,800     346,000     394,500     414,000       91     285,400     346,400     394,800     414,300       92     286,100     346,800     395,000     414,500       93     286,700     347,000     395,200     414,700	88	283, 500	345, 300	393, 900	413,500			
91     285, 400     346, 400     394, 800     414, 300       92     286, 100     346, 800     395, 000     414, 500       93     286, 700     347, 000     395, 200     414, 700	89	284, 100	345,600	394, 200	413,700			
92   286, 100   346, 800   395, 000   414, 500     93   286, 700   347, 000   395, 200   414, 700	90	284,800	346,000	394, 500	414,000			
93 286,700 347,000 395,200 414,700	91	285, 400	346, 400	394,800	414, 300			
	92	286, 100	346,800	395,000	414, 500			
94 347, 400 395, 500 415, 000	93	286,700	347,000	395, 200	414,700			
	94		347, 400	395, 500	415,000			

96		
98		
99   349,200   396,800   100   349,500   397,000   101   349,800   397,200   102   350,200   397,500   103   351,000   398,000   105   351,500   398,200   106   351,900   107   352,300   108   353,200   110   353,600   111   353,900   112   354,200   113   354,700     113   354,700     113   354,700     113   354,700     1		
100		
101		
102   350, 200   397, 500   103   350, 600   397, 800   104   351, 000   398, 000   105   351, 500   398, 200   106   351, 900   107   352, 300   108   353, 200   110   353, 600   111   354, 200   112   354, 200   113   354, 700     2 4		
103		
104		
105   351,500   398,200     106   351,900     107   352,300     108   352,700     109   353,200     110   353,600     111   353,900     112   354,200     113   354,700     定年前再任用		
106     351,900       107     352,300       108     352,700       109     353,200       110     353,600       111     353,900       112     354,200       113     354,700       定年前再任用 料月額       四     円 <td< td=""><td></td><td></td></td<>		
107     352,300       108     352,700       109     353,200       110     353,600       111     353,900       112     354,200       113     354,700       定年前再任用無短時間勤務     料月額     料月額     料月額     料月額     料月額     料月額     料月額     料月額     料月額       219,500     260,000     294,900     320,600     362,7		
108     352,700       109     353,200       110     353,600       111     353,900       112     354,200       113     354,700       定年前再任用每日     料月額     計算     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1 <t< td=""><td></td><td></td></t<>		
109   353,200     110   353,600     111   353,900     112   354,200     113   354,700     定年前再任用期限   料月額   料月額   料月額   料月額   料月額   料月額     円円円円円円円   円円円円   円円円   円円円   円円円     219,500   260,000   294,900   320,600   362,7		
110   353,600     111   353,900     112   354,200     113   354,700     定年前再任用 料月額   基準給 基準給 基準給 料月額		
111   353,900     112   354,200     113   354,700     定年前再任用每日   料月額   料月額   料月額   料月額   料月額   料月額   料月額   料月額     円円円円円円   円円円   円円   円		
112   354,200     113   354,700     定年前再任用短時間數務   基準給料月額料月額料月額料月額料月額料月額     219,500   260,000   294,900   320,600   362,7		
Te		
定年前再任用   工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工		
年前再任用   料月額		
前再任用   料月額   料月額<	給 基準給	<b>基準給</b> 基準給
任 用 短 時間 勤 務   円   円   円   円   円     219,500   260,000   294,900   320,600   362,7	額料月額	→ 月額 料月額
短時間 調務 219,500 260,000 294,900 320,600 362,7	円円	P P
職	396, 200	448, 00

第2条 上尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の125」 に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」 に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第16条の5第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の

105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の 50」に改める。

(上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年上尾市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「380,000」を「392,000」に 改め、同表2の項中「427,000」を「440,000」に改め、同 表3の項中「477,000」を「492,000」に改め、同表4の項 中「539,000」を「555,000」に改め、同表5の項中「61 5,000」を「634,000」に改める。

第8条第1項の表給料月額(円)の項中「187,300」を「213,600」に、「216,200」を「219,500」に、「256,200」を「260,000」に改める。

第10条第4項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のよう に改正する。

第10条第1項中「、第12条の2」を削り、「、第15条の2及び第 16条の5」を「及び第15条の2」に改め、同条第4項中「第16条及 び第16条の2」を「第16条、第16条の2及び第16条の5」に、「 100分の127. 5」とあるのは「100分の175」を「100分の 125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第16条の5第2項 第1号中「100分の105」とあるのは「100分の77. 5」に改め る。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定 は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の

任期付職員条例」という。)第7条第1項の表及び第8条第1項の表の規定は、令和6年4月1日から適用する。

3 改正後の給与条例第16条の2第2項及び第3項並びに第16条の5第 2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第10条第4項の規定は、令和 6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合に おいては、第1条の規定による改正前の上尾市職員の給与に関する条例又 は第3条の規定による改正前の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関す る条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又 は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則 で定める。

### 提案理由

人事院勧告に準じて、市職員の給与改定を行いたいので、この案を提出 する。

### 議案第83号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

上尾市長 畠 山 稔

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

- 第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の225」を「100分の23 5」に改める。
  - (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和44年上尾市条例第2号) 第5条第2項
  - (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和44 年上尾市条例第3号)第5条第2項
  - (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年上尾市条例第5号)第5条第2項
- 第2条 次に掲げる条例の規定中「100分の235」を「100分の23 0」に改める。
  - (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例第5条第2項
  - (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項
  - (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条第2項 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7 年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上 尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び教育委員会教 育長の給与等に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。 (期末手当の内払)
- 3 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上

尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の各条例」という。)の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

### 提案理由

市職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げに準じて、 市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を引 き上げたいので、この案を提出する。

### 議案第84号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について 上尾市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例(昭和30年上尾市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

附則第7条の7第1項第1号中「第五号」を「第5号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市税条例(以下「新条例」という。)第3 6条の3の2第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下「給与」という。) について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、 なお従前の例による。

### 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に関し扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に係る規定を整備したいので、この案を提出する。

### 議案第85号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和6年12月2日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例(昭和30年上尾市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.8」を「100分の7.2」に改める。

第4条中「3万1,000円」を「3万8,000円」に改める。

第5条中「100分の2.4」を「100分の2.7」に改める。

第5条の2中「1万3,000円」を「1万5,000円」に改める。

第6条中「100分の2.1」を「100分の2.4」に改める。

第7条中「1万5,000円」を「1万7,000円」に改める。

第19条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第1号ア中「2万1,700円」を「2万6,600円」に改め、同号イ中「9,100円」を「1万500円」に改め、同号ウ中「1万500円」を「1万1,900円」に改め、同項第2号ア中「1万5,500円」を「1万9,00円」に改め、同号イ中「6,500円」を「7,500円」に改め、同号ウ中「7,500円」を「8,500円」に改め、同項第3号ア中「6,200円」を「7,600円」に改め、同号イ中「2,600円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「3,00円」を「3,400円」に改め、同号イ中「7,750円」を「9,500円」に改め、同号ウ中「1万2,400円」を「1万5,200円」に改め、同号エ中「1万5,500円」を「1万9,000円」に改め、同項第2号ア中「1,950円」を「2,250円」に改め、同号イ中「3,250円」に改め、同号イ中「6,500円」を「7,500円」に改める。同号エ中「6,500円」を「7,500円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市国民健康保険税条例の規定は、令和7年 度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国 民健康保険税については、なお従前の例による。

### 提案理由

地方税法施行令の一部改正を踏まえ本市における国民健康保険税の賦課 限度額を引き上げるほか、埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)に基づ き税率を見直したいので、この案を提出する。

### 議案第86号

上尾市下水道条例の一部を改正する条例の制定について 上尾市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月2日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市下水道条例の一部を改正する条例

上尾市下水道条例 (昭和50年上尾市条例第18号) の一部を次のように 改正する。

第4条第1号中「のます」を「の取付管」に、「公共ます等」を「取付管等」に改め、同条第2号及び第3号中「公共ます等」を「取付管等」に改める。

第7条中「。第8条の2において同じ」を削り、同条ただし書中「市において工事を実施するとき」を「規則で定める場合」に改める。

第8条の2第1号中「専属の責任技術者(」を「営業所又は店舗ごとに、」に、「者をいう。(以下この章において同じ」を「者(以下この章において「責任技術者」という」に、「有している」を「選任している」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、県内の他の営業所又は店舗について兼任することを妨げない。 第8条の10第2項第5号中「専属する」を「選任した」に改める。

第8条の12を次のように改める。

### 第8条の12 削除

第8条の19第3項中「、第8条の12第1項に規定する場合を除き」を 削る。

第9条第1項第1号中「以下」を「未満」に改め、同項第2号中「5以上 9以下」を「5を超え9未満」に改め、同項第3号、第4号、第6号及び第 7号中「以下」を「未満」に改める。

第10条第1項第1号中「以下」を「未満」に改め、同項第2号中「5以上9以下」を「5を超え9未満」に改め、同項第4号中「以下」を「未満」 に改める。

第11条第1項第2号及び第3号中「以下」を「未満」に改め、同項第4 号中「5以上9以下」を「5を超え9未満」に改め、同項第5号、第6号、 第8号及び第9号中「以下」を「未満」に改め、同条第2項中「以下」」を「未満」」に、「5以上」を「5を超え」に、「5.7以上」を「5.7を超え」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上尾市下水道条例(以下「新条例」という。) 第4条及び第7条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。 )以後に行う排水設備(新条例第2条第5号に規定する排水設備をいう。 以下同じ。)の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)について 適用し、施行日前に行う排水設備の新設等については、なお従前の例によ る。
- 3 新条例第8条の2の規定は、施行日以後に指定工事店(新条例第7条に 規定する指定工事店をいう。以下同じ。)の指定について適用し、施行日 前に行う指定工事店の指定については、なお従前の例による。
- 4 新条例第8条の10の規定は、施行日以後に新条例第8条の2各号に掲げる要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときについて適用し、施行日前にこの条例による改正前の上尾市下水道条例第8条の2各号に掲げる要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときについては、なお従前の例による。
- 5 新条例第9条から第11条までの規定は、施行日以後に下水を排除する 者について適用し、施行日前に下水を排除する者については、なお従前の 例による。

### 提案理由

国が進める規制の見直し等を踏まえ、下水道指定工事店の要件を見直すほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

### 議案第87号

専決処分の承認を求めることについて

令和6年度上尾市一般会計補正予算(第4号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和6年12月2日提出

上尾市長 畠 山 稔

### 提案理由

令和6年10月9日に衆議院が解散されたことに伴い、その選挙費を計上した令和6年度上尾市一般会計補正予算(第4号)を緊急に編成する必要が生じ、同日専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出する。

# 専 決 処 分 書

令和6年度上尾市一般会計補正予算(第4号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項本文の規定により、次のとおり 専決処分する。

**令和6年10月9日** 

上尾市長 畠 山

黎

令和6年度上尾市の一般会計補正予算 (第4号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,423千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,903,807千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歲 入 歲 出 予 算 補 正

単位:千円		795	478, 109	807	
単位	11111111	6, 180, 795	478,	82, 903, 807	
	類	79, 423	79, 423	79, 423	
	補正額				
	補正前の額	6, 101, 372	398, 686	82, 824, 384	
	項			111111111111111111111111111111111111111	
			3 委託金	⟨□	
				X	
	款	AN		議	
歳入		16 県支出金			

82 903 807	79 423	82 824 384	111111	£	和
120, 291	79, 423	40,868	選举費	4	
8, 562, 808	79, 423	8, 483, 385			2 総務費
+==	補正額	補正前の額	項		款
単位:千円					歳 出

# 盤 田 別 严 # 뺄 \* 띰 舞 丑 臧  $\prec$ 臧

茄 総

79, 423 6, 180, 795	6, 101, 372	16 県支出金
情 工 領		款

 $\widehat{\Xi}$ (競

_ 1					
単位: 千円		10000000000000000000000000000000000000	MX AS	)	)
	財源内親	源	その他	0	0
	補正額の	定財	地方債	0	0
	7	特	国県支出金	79, 423	79, 423
		1111111		8, 562, 808	82, 903, 807
		補正額		79, 423	79, 423
		補正前の額		8, 483, 385	82, 824, 384
					- <u>1</u> 11111111
		款			⟨□
		111/2		:費	丑
(歳 出)				2 総務費	赖

					478, 109	79, 423	398, 686	111111111111111111111111111111111111111
(79, 423)								
79, 423		衆議院議員選挙事務委託金	79, 423	476, 984   4選挙費委託金	476, 984	79, 423	397, 561	1 総務費委託金
(累計)	67	ዋን <b>ር</b>	金額	区分	п	1	加工用での	
補 正 額	BH	XIII		節	1111	報 工 報		Ш
単位:千円						託金	(項) 3 委託金	(款) 16 県支出金

 $\prec$ 

鬆

 $\mathcal{O}$ 

Design		補 正 額	補 正 3	額の財源内訳		節 ・ 説 明			世 世 智
( 79, 423   79, 423	ш	( 補正前の額) ( 計 )	#	黨	一般財源		( 集 計 )	事 業 概 要	(
172人   172人   1407   1407   1407   1408   1408   1408   1409	<b>V議院議員選挙</b>	79, 423	79, 423		0 1	始代用 记忆用 5 公一 起型	3,018	(選挙管理委員会事務局)	20V 0L
79,423   期目前投票所投票管理者報酬   407   3職員手当等     26,423   28,4   28,4   28,4     28,4   11,243   11,6,6,4     28,4   11,243   11,6,6,4     28,4   11,243   11,6,6,4     38,4   11,243   11,6,6,4     38,4   11,243   11,6,6,7     11   11,6,6,7   11,6,6,7     38,4   11,1,243   11,6,6,7     38,4   11,1,243   11,1,243     4,1,243   11,1,243   11,1,24     4,1,243   11,1,24   11,1,24     4,1,243   11,1,24   11,1,24     4,1,243   1,1,24   11,1,24     4,1,243   1,1,24   11,1,24     4,1,243   1,1,24   1,1,24     4,1,243   1,1,24   1,1,24     4,1,243   1,1,24   1,1,24     4,1,243   1,1,24   1,1,24     4,1,243   1,1,24   1,1,24     4,1,243   1,1,24   1,1,24     4,1,243   1,1,24   1,1,24     4,1,243   1,1,24   1,1,24     4,1,243   1,1,24   1,1,24     4,1,243   1,1,24   1,1,24     4,1,1,244   1,1,24   1,1,24     4,1,244 </td <td></td> <td></td> <td>県支出金</td> <td></td> <td></td> <td>四次亲见汉赤</td> <td>(692)</td> <td></td> <td>79, <b>423</b> (79, 423)</td>			県支出金			四次亲见汉赤	(692)		79, <b>423</b> (79, 423)
# 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			79, 423		2	7.5.7			3,018
人   487   8旅費     点人報酬   (487)   10需用費     5人報酬   (1,243)   11(2秀託科     5人報酬   (1,243)   11(2秀託科     日本報酬   (178)   13使用料及び賃借料     監察   (25,093)   25,093     曹費   (70)   7     東費   (7,000)   (7,000)     (331)   (1,563)     (1,563)   (1,563)     (1,563)   (1,563)		( 79, 423 )				前投票所投票管理者報酬	407		(3,018)
人 会人報酬   487   8旅費     487   1,243   10需用費     487   10需用費     487   10需用費     487   10需用費     487   10需用費     497   11     40   178     40   111     40   11     40   11     40   11     40   11     40   10 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(407)</td><td></td><td>25,093</td></t<>							(407)		25,093
487   8旅費     人類酬   1,243   10需用費     487   1,243   11(2季託料     487   1,243   11(2季託料     487   178   12季託料     487   178   12季託料     487   178   13使用料及び賃借料     487   (11)   17備品購入費     6   (70)   7     7   7   7     6   (70)   7     7   7   7     6   (70)   3,924     2,000   2,000   2,000     (2,000)   331   (331)     (4,563)   (1,563)     30   (30)     11,186					ee -	798			(25,093)
人類酬   1,243   110番用費     4487   1,243   110番用費     448   (1,243)   110参指料     5人類酬   (178)   13使用料及び貸借料     1   13使用料及び貸借料     1   7   7     1   7   7     1   7   7     2   7   7     2   7   7     4   2,000   2,000     2   2,000   2,000     2   (1,563)   331     3   (1,563)   30     3   (1,186)					投票	<b>쓸理者報酬</b>	487		2.2
人 4人 4人 5人報酬   1,243   10需用費     4人 5人報酬   (1,243)   11役務費     4人 6人報酬   (178)   12委託科 (178)     連等 6 (70)   25,093   25,093     6 (70)   7   7     7 (70)   7   7     6 (70)   3,924   2,000     2 (2,000)   33,924   2,000     2 (2,000)   33   (1,563)     4 (1,563)   30     3 (1,563)   30     11,186   11,186							(487)		(22)
5人報酬   1,243     1,243   110後務費     5人報酬   178     12季託料   (178)     13使用料及び賃借料     当等   25,093     38年当   (25,093)     7   7     (70)   7     (70)   7     (70)   7     (70)   7     (70)   7     (70)   7     (70)   7     (70)   7     (70)   3,924     (70)   2,000     (2,000)   331     (331)   (1,563)     (1,563)   30     (1,186)   (1,186)					<u>ო</u>	78		10需用費	3,924
4人 会人報酬 (1,243) 11役務費 (178) 12委託料 (178) 13使用料及び賃借料 人 当等 25,093 (70) 77 (70)					投票区	<b>立会人報酬</b>	1,243		(3,924)
4人 会人報酬 (178) 12委託料 (178) 13使用料及び賃借料 (11) 17備品購入費 (25,093 (25,093 (2000 (2,000) (2,000) (3,000) (3,000) (3,000 (2,000) (3,000) (3,000) (3,000 (2,000) (3,000) (3,000) (3,000) (3,000 (2,000) (3,000) (3,000) (3,000) (3,000 (3,000)							(1, 243)		11, 186
会人報酬   178   12委託料     人人   11   13使用料及び賃借料     当等   25,093   25,093     勤務手当   25,093   7     費   7   7     (70)   3,924     費   (2,000)     (331)   1,563     (336)   11,186     (1,186)   11,186						14人			(11, 186)
人   11   13使用料及び賃借料     当等   25,093     当等   25,093     勤務手当   (70)     官   7     (70)   7     費   2,000     (2,000)   331     本費   (1,563)     (30)   (30)     (11)   (30)					開票	<b>立会人報酬</b>	178		31, 316
本費   13使用料及び賃借料     電者報酬   (11)     (11)   17備品購入費     (25,093)   (70)     (70)   (70)     費   (7)     (2,000)   (331)     (1,563)   (1,563)     (1,563)   (30)     (1,1,1,186)   (1,1,1,186)							(178)		(31, 316)
電者報酬1117備品購入費当等 当等 当務手当 (70 (70)25,093 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 79 (70) (70) (70) (70) (2,000) (2,000) (2,000) (331) (1,563) (30) (30)17.663 (30) (30)						70%			832
は 当等 当等 当等 動務手当25,093 25,093 (25,093)17 7 7 7 7 7 7 (70) <br< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td>開票</td><td><u> </u></td><td>11</td><td></td><td>(832)</td></br<>					開票	<u> </u>	11		(832)
当等 当等 25,093 (25,093) (77) (70) (70) (7) (7) (7) (7) (1,563) (1,563) (1,563) (1,563) (1,563) (1,563)							(11)		3,977
					1	人			(3,977)
関務手当 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中					3職員	<b>手当</b> 等	25,093		
資 數 數 教					時間多	<b>小勤務手</b> 当	25,093		
新 村							(25, 093)		
河 東京 本文					8旅費		77		
横 本 大					費用	<b>弁</b> 貸	70		
横							(20)		
(本)						<b></b>	2		
造 本							(7)		
春 一					10需用	#1=1	3,924		
本費						n費	2,000		
本費							(2,000)		
本費					食糧	##	331		
本費							(331)		
					60周9	<b>製本費</b>	1, 563		
							(1, 505)		
					修繕 <sup>料</sup>	<del>à</del>	(30)		
					11 役	#	11 186		

 $\exists \exists$ 

鬆

 $\mathfrak{S}$ 

単位:千円																																									
	8,876	(8, 876)	2,310	(2,310)	31,316	1,386	(1, 386)	5,940	(5, 940)	63	(63)	2, 115	(2, 115)	302	(302)	5, 985	(5, 985)	2,019	(2,019)	16	(16)	388	(388)	4,004	(4,004)	21	(21)	7,912	(7, 912)	602	(602)	59	(69)	234	(234)		107	(107)	163	(163)	
	通信運搬費		手数料		12委託料	開票所設営委託料		ポスター掲示場設置等委託料		開票所警備委託料		選挙用器材運搬委託料		電話交換委託料		選举事務従事者派遣委託料		入場券作成委託料		投票所駐輪場整理委託料		投票所駐車場整理委託料		選挙公報等配布委託料		投票所清掃委託料		期日前・当日投票管理システム保守委託料		選挙啓発用横断幕・懸垂幕作成等委託料		期日前投票所ポスターサイン作成等委託料		アリオ上尾床シール作成等委託料		期日前投票所防風シート・誘導灯設置等委託	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		清掃及び空調運転管理委託料		
务費 (項) 4 選挙費																																									
(款) 2 総務費																																									

単位: 千円	H	無 「 田 二												
		事業概要												
		補 正 額		832	722	(722)	110	(110)	3, 977	3, 977	(3, 977)			
	節 · 説 明	\frac{1}{2}		13使用料及び賃借料	個人演說会等会場借上料		選挙用品借上料		17備品購入費	選挙備品購入費				
		単一日十9日	成对纸									0		
	補正額の財源内訳	定时源	地方債その他									0 0		
4 選挙費		李	国県支出金									79, 423		
(項)	補 正 額	(補正前の額)	( += )									79, 423	( 40,868 )	( 120, 291 )
(款) 2 総務費		Ш											111111111111111111111111111111111111111	

# 船 田 曹 中 夞

1 特	特別職									単位:千円	
		華田		給	全	費					
	区	$\mathbb{Z}$	幸	給 料	地域手当	期末手当 年間支給率	11111111	共 済 費	石	備考	
	長	3		28, 140		12, 663 4. 5月分	40,803	11, 133	51, 936		
<b>建下</b> 绕	議員	30	158, 340			71,253 4.5月分	229, 593	46,802	276, 395		
Z E	その他の特別職	1,622	129, 504				129, 504	0	129, 504		
	111111111111111111111111111111111111111	1,655	287, 844	28, 140		83, 916	399, 900	57, 935	457, 835		
	事	3		28, 140		12, 663 4. 5月分	40,803	11, 133	51, 936		
岩上	議員	30	158, 340			71,253 4.5月分	229, 593	46,802	276, 395		
Ē H E	その他の特別職	1, 341	126, 486				126, 486	0	126, 486		
	-1- 11111111	1, 374	284,826	28, 140		83, 916	396, 882	57, 935	454, 817		
	事	0		0		0	0	0	0		
五	議	0	0			0	0	0	0		1
	その他の特別職	281	3, 018				3,018	0	3, 018		
	+==	281	3, 018	0		0	3,018	0	3, 018		

単位:千円 भ 垂 25,093 13, 822, 864 13, 797, 771 11111111  $\triangleleft \square$ 0 2,887,356 2,887,356 曹 嵸 #25,093 10, 935, 508 10, 910, 415 11111111 25,093 4,147,0804, 121, 987 費職員手当 有 0 5, 472, 387 5, 472, 387 給 箈 0 1, 316, 041 1, 316, 041 匲 報 職員数 (人) 1, 501 ) 1, 372 1, 501 ) 1, 372 00 尔 篒 崧 温 · 般 職 総 括 띰  $\times$ 無 舞 丑

 $^{\circ}$ 

単位:千円 2,672,967 2,672,967 期末勤勉手当 129,900 129,900 管理職手当 0 2,642 2,642 管理職員特別 勤務手当 659,856 25,093 時間外勤務手当 634, 763 0 29,882 29,882 特殊勤務手当 84,602 84,602 通勤手当 0 85,897 85,897 住居手当 345,855 345,855 地域手当 135, 479 0 135, 479 扶養手当 浱 尔 浚 粶 띰 出 無 綞 꿏 |X|點  $\mathbb{K}$ 

6

汌

#

颧

単位:千円 柳 靊 25,093 11,614,348 11, 639, 441 11111111 ⟨□ 2, 613, 833 613,833 事 嵸 # 093 9,000,515 9,025,608 25, 25,093 3, 725, 480 3, 700, 387 量 職員手 全 給 0 5, 300, 128 5, 300, 128 絽 37 1, 372 数 0 0 37 1,372 職 会計年度任用職員以外 尔 滚 湿 榖 띰 띰 舞 |X|籗 귚

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員で外書き 単位: 千円 期末勤勉手当 管理職手当 管理職員特別 勤務手当 時間外勤務手当 特殊勤務手当 ()内は、 通勤手当 住居手当 地域手当 扶養手当 尔 |X|

2, 264, 277 2, 264, 277 129,900 129,900 2,642 0 2,642 634, 763 659,856 25,093 29,885 29,882 0 81,946 0 81,946 0 85,897 85,897 335,601 335,601 479 135, 479 0 135, 崧 浚 湿 띰 出 籗 籗 丑 點  $\mathbb{K}$ 6 洲 # 職

· 十 田 田 単位 淅 傭 明 説 25,093 點  $\mathbb{K}$ 詔 Ш 制度改正に伴う増減分 毒 増減 その他の増減分 25,093 1. i2 (2) 給料及び職員手当の増減額の明細 減額 聖 職員手当 |X|

### 議案第88号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和6年12月2日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上尾市児童館アッピーランド
- 2 指定管理者となる団体 東京都国分寺市光町二丁目5番地1 株式会社こどもの森 代表取締役 久 芳 敬 裕
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

### 提案理由

上尾市児童館アッピーランドの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

### 議案第89号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和6年12月2日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 上尾市児童館こどもの城
- 2 指定管理者となる団体 上尾市大字菅谷16番地 公益財団法人上尾市地域振興公社 代表理事 井 上 建 一
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

### 提案理由

上尾市児童館こどもの城の管理に関し、指定管理者を指定したいので、 地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

### 諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて 下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求 める。

令和6年12月2日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

00000000000

堀 越 洋 子

00000000

### 提案理由

人権擁護委員堀越洋子氏の任期は、令和7年3月31日で満了となるが、 同氏を再び人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法 第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。